

平成24年4月20日

修正版

企画競争に係る募集公告

平成24年4月18日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者

総括理事 清家 英貴

「平成24年度情報収集提供業務に係る翻訳業務」に係る企画競争について

次のとおり企画競争を行うので公告します。

記

1. 企画競争に付する事項

(1) 件名 「平成24年度情報収集提供業務に係る翻訳業務」

(2) 内容

①海外の農畜産業に関する需給及び政策等に係る報告書等の翻訳

(ア) 日本語への翻訳 (対象言語は英語、西語、中国語、台湾語、韓国語、露語、ポルトガル語、その他の言語)

(イ) 外国語への翻訳 (対象言語は英語、西語、中国語、台湾語、韓国語、露語、ポルトガル語、その他の言語)

※ その他の言語については、ドイツ語、フランス語、を想定しているが、その他の外国語もあり得る。

②海外情報機関とのやり取りに係るネイティブチェック

(ア) 英文校正 (英文のみを見て文法やスペルのチェック)

(イ) 日英照合 (原文となる日本語と翻訳された英文との照合)

(対象となる書類の例)

- ・海外情報機関、コンサルタント会社等への依頼文や指示文書
- ・海外調査出張時の質問票やプレゼンテーション用の資料等

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

参加者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構「競争参加者資格審査等事務取扱要領」第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

(参考) 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」抜粋

(有資格者としなない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者にしなないものとする。

(有資格者としなないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者としなないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかつた者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であつて納期の到来したものを当該申請の時までに納付してない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しなない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

(2) 下記5(1)の見積書等を提出するまでに平成22～24年度機構有資格者名簿「翻訳・通訳・速記」に登録されている者。

3. 契約に関する事項

- (1) 契約期間及び履行期限は、契約締結日から平成25年3月31日(日)までとする。ただし、契約を締結した年度の次年度において、受注者決定までは契約を延長することができるものとする。
- (2) 本企画競争において機構が特定した契約候補者は、あくまでも企画競争の結果最適な者として特定したものであり、「独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則」(平成15年10月1日付15農畜機第152号。以下「契約事務細則」という。)に基づく契約手続の完了までは、機構との契約関係は生じない。
- (3) 契約に当たっては、契約候補者との協議が整い次第、機構が提示する契約書をもって契約を締結することとする。ただし、契約条件が合致しなない場合には、契約の締結ができないことがあるものとする。
- (4) 契約事務細則第41条に規定する契約保証金は、免除する。
- (5) 本公募は平成24年度独立行政法人農畜産業振興機構予算に基づいて行うものであり、予算の内容に応じて事業内容、予算額等に変更がありうる。

(6) 本企画競争に係る企画提案、契約、手続・打ち合わせ等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ることとする。

(7) 経費の支払は、発注の都度、実績に応じて行うものとする。

4. 独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとし、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うため御理解と御協力をお願いする。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上のいずれかの区分に該当する
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供する情報

- ①契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

5. 応募に関する事項

応募は、以下により行うこと。

(1) 応募方法（必要書類の提出）

①参加表明書（別紙1）

- ・記載事項 貴社名、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、代表者名、代表者印、採用されなかった場合の企画提案書返却の必要・不要
- ・提出期限 平成24年5月22日（火）午後5時必着
- ・提出部数 1部

②見積書等について

- ・見積書（（ア）英文和訳、西文和訳、中文和訳、台文和訳、韓文和訳、露文和訳、ポルトガル文和訳、その他の言語文和訳については成果物400字当りの翻訳単価、（イ）和文英訳、和文西訳、和文中訳、和文台訳、和文韓訳、和文露訳、和文ポルトガル訳、和文その他の言語訳および（ウ）ネイティブチェック（英文校正および日英照合）については、成果物がアジア言語（中文、台文および韓文）は400字当りヨーロッパ言語（英語、西語、露語、ポルトガル語、その他の言語）の場合は200ワード当りの翻訳単価で作成すること。なお、消費税および地方消費税に相当する額を含まないものとする。）
- ・英語、西語、中国語、台湾語、韓国語、露語、ポルトガル語以外の翻訳可能な言語の一覧
- ・当該翻訳業務に係る実施体制図
- ・契約締結後、実際に機構との契約に係る翻訳業務に従事させる者の名簿及び当該翻訳者の翻訳能力を推量するに足る経歴書
- ・過去の実績を証する書類（社歴書及び会社要覧等）
- ・提出部数：上記1部ずつ
- ・提出期限：平成24年5月23日（水）午後5時必着

③②の書類を提出した者で見積価格が予定価格の範囲内のものにあつては、試問中文の配布を受けること。

- ・配布日時：平成24年5月24日（木）
10:00～18:00（ただし、12:00～13:00除く）

④試問中文の和訳提出

- ・記載事項 試問中文の和訳（翻訳者名を記載したもの）
- ・提出部数 正本1部 副本7部
- ・提出期限 平成24年5月31日（木）午後5時必着

(2) 提出先・提出方法

上記応募書類は、下記提出先（9の（3））まで、郵送または持参により提出すること。

6. 説明会に関する事項

(1) 日時 平成24年4月24日(火) 午後2時～午後3時

(2) 場所

東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル 北館6階 中会議室

出席者は各社2名までとする。

なお、説明会への出席は、2の資格要件とはしない。

(3) 出席の確認

説明会に出席を希望する者は、その旨を平成24年4月23日(木)午後5時までに下記提出先(9の(3))まで提出すること。(別紙2)

7. 選定に関する事項

(1) 選定方法

機構の役職員及び外部の学識経験者により構成する選定委員会を設置し、企画提案書の評価基準及び評価事項に則して審査するものとする。

(2) 審査対象

選定委員会による審査の対象となるのは、5(1)②に記載した翻訳全ての見積書価格が、契約事務細則第31条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内のものとする。

(3) 評価基準等

「企画提案書の審査に係る評価基準および評価事項について」(別紙3)のとおりとする。

(4) 契約候補者の決定

評価項目ごとの5段階評価の平均値(小数点第2以下四捨五入)が3.5点以上であるもののうち、最も得点の高かった者を契約候補者として決定する。

なお、参加者が1者の場合でも審査を行う。

(5) 契約候補者への通知

すべての参加者に対して電話等により審査結果を通知するとともに、契約候補者に対する正式な通知は、後日行うものとする。

8. その他注意事項

(1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加者側の負担とする。

(2) 機構は、提出された書類を当該参加者に無断で二次的に使用しない。

(3) 提出された見積書価格が5(1)②に記載した対象翻訳のうち、ひとつでも予定価格の範囲内でない場合は、選定委員会に諮らない。

(4) 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該提出書類を無効とするとともに、提出者に対して以後参加停止を行うことがある。

(5) 機構が特定した企画提案書等の内容については、「独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

- (6) 機構が特定しなかった企画提案書等は、原則返却する（返却を希望しない場合は事前に申し出ること）。
- (7) 本企画競争の実施に当たっては、本公告に定める事項のほか、契約事務細則により定める事項によることとする。

9. 問い合わせ、各書類の提出先

- (1) 問い合わせ・質問については、電子メールにて行うこと。
メールの件名は「情報収集提供業務に係る翻訳業務等について」と記載すること。
また、本文に企業（法人）名、所属・氏名、連絡先を明記すること。
質問への回答は個別に行うが、回答結果については、質問者の企業（法人）名を伏せ、「見積書等」を提出した者全員に公開する場合がある。
- (2) 質問締め切り日時 : 平成24年5月21日（月）午後5時
質問・回答公開予定日 : 平成24年5月22日（火）
- (3) 対応窓口、各書類の提出先

〒106-8635
東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル 南館 1階
独立行政法人農畜産業振興機構
調査情報部 担当：石田、岡
メール ishida (アットマーク) alic.go.jp
T E L 03-3583-8364
F A X 03-3584-1246

(メールアドレスについては、スパムメール対策のため () 内の@を省略してある。)

(別紙1)

「翻訳業務」の企画競争に係る参加表明書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
契約事務責任者
総括理事 清家 英貴 殿

住 所
法人名
代表者名 印

「平成24年度情報収集提供業務に係る翻訳業務」の企画に関する提案に参加します。なお、提案に関する担当者は、下記のとおりです。

記

1. 所属・役職
2. 担当者氏名
3. 電話番号
4. FAX 番号
5. E-mail アドレス
6. 提出した企画書の返却（0で囲むこと。）
 - (1) 返却を希望
 - (2) 返却は不要

※ 添付書類

(別紙2)

「翻訳業務」に係る説明会出席届

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
契約事務責任者
総括理事 清家 英貴 殿

住 所
法人名

「平成24年度情報収集提供業務に係る翻訳業務」に係る説明会への出席を希望します。なお、説明会への出席等に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)
所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX 番号
E-mail アドレス

※ 出席者複数の場合は、お手数ですが出席者それぞれについて記入して下さい。

(別紙3)

企画提案書の審査に係る評価基準および評価事項について

1. 評価基準

選定委員会による審査の評価基準は次による。

- (1) 評価点については、評価事項の(1)は評価の高い方から10高い、8やや高い、6普通、4やや低い、2低いとし、評価事項の(2)は評価の高い方から5高い、4やや高い、3普通、2やや低い、1低いとする。
- (2) 総合評価は、2(1)及び2(2)の合計値とする。
- (3) 採択の条件は、総合評価値が21点以上であることとする。なお、参加者が1者の場合でも審査を行う。

2. 評価事項

選定委員会による審査の評価事項は次による。

- (1) 試問の中文和訳について
 - ・ 農畜産物に係る専門用語の翻訳力を評価する。
 - ・ 翻訳の正確性を評価する。
- (2) 管理実施体制、実績等について
 - ・ 当該業務を実施する上で責任者として専属の担当を設置しているか、短納期に確実に対応できる体制を有しているかを評価する。
 - ・ 過去に類似業務を行った実績を有しているかを評価する。